

人権・同和教育だより第110号

## 幸せへの道

子どもの権利について考えよう



子どもも大人と同様に基本的人権が保障されています。人格をもつ権利の主体として、子どもの人権の尊重やその擁護に向けて取り組まなければなりません。

すべての子どもたちが安心して成長することができるために、国や大人が子どもの権利を最大限に尊重し、守っていくことが求められています。



# 1 子どもには様々な権利があります

知っていますか？  
子どもの権利条約



児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1989年に国連で採択 日本は1994年批准

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。前文と本文54条からなり、子どもの権利を実現するために必要なことを定めています。2022年8月時点で196の国と地域がこの条約に賛成し、条約の内容を実現することを約束しています。

条約では、「子どもの発達に応じてその権利が実現するよう指導する責任は、まずは親(保護者)にあること」「条約に批准した国は、条約にある権利が実現するよう法律などを整えること」「この条約の内容を大人にも子どもにも知らせること」などが定められています。

# 生きる 権利

## <第2条>差別の禁止

子どもは、自分や家族の人種、皮膚の色、性別、宗教、考え方や地位、障がいの有無などで差別されることはありません。

## <第6条>生きる権利・育つ権利

子どもはみんな生きる権利や成長・発達する権利をもっています。

# 育つ 権利

## <第28条>教育を受ける権利

すべての子どもは教育を受ける権利があります。学校の規則は誰もが人間として尊重されるものでなければなりません。

## <第31条>休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

# 子どもの権利条約 【4つの柱】



4つの柱に係る、主なものを示します。

## <第19条>あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

## <第23条>障がいのある子どものために

障がいのある子どもも、人間らしい生活を送ることができる権利をもっています。

## <第32~36条>子どもを不当に利用しない

子どもが性的暴力を受けたり、性的に利用されたりしないよう守らなければなりません。

# 守られる 権利

## <第12条・13条> 意見を表す権利、表現の自由

子どもは、自由に意見を表す権利、情報を伝える権利があります。子どもの意見は十分考慮されなければなりません。

## <第16条>プライバシー・名誉の保護

子どもは大人と同じように、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷付けられない権利をもっています。

# 参加する 権利

## 2 子どもの権利を守るために

子どもたちは多くの問題に直面しています…

「子どもの権利条約」は、子どもを権利をもつ主体と位置付け、大人と同じく、一人の人間としてもっている権利を認めています。しかし現在、子どもたちが直面している問題は数多く存在します。どのような支援ができるでしょうか。

### ヤングケアラー

#### ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

### 問題点

勉学・進路に支障が出る。  
年齢相応の過ごし方ができないため友人関係がうまく築けない。  
問題が表面化しにくい。

### 支援策

#### ① 早期支援

(問題の周知、実態調査等)

#### ② 相談支援

(スクールカウンセラーの設置、オンライン相談等)

#### ③ 家事育児支援

#### ④ 介護サービスの提供



国は、大きく分けて、この4つの支援策を打ち出しています。



この問題について、まずは知ることが重要です。国だけでなくヤングケアラーの支援を行う団体が複数あります。このような活動を支援したり、参加したりすることで救われる子どもがいます。

# 児童虐待

## 児童虐待とは

保護者がその監護する児童（18歳未満）に行うもの

### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

【参考】厚生労働省

## 問題点

児童虐待相談件数が急増している。  
子どもの心や体に深い傷を与える。  
時として子どもの命を奪いかねない。

## 支援策

- ① 子どもの権利擁護
  - ・ 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進
  - ・ 子どもの権利擁護の在り方に関する検討
- ② 児童虐待の発生予防・早期発見
  - ・ 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認
  - ・ 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等
  - ・ 相談窓口の周知・徹底
  - ・ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化
- ③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
  - ・ 児童相談所の体制強化
  - ・ 児童相談所の設置促進
  - ・ 市町村の体制強化
  - ・ 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討
  - ・ 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化
  - ・ DV 対応と児童虐待対応との連携強化等
  - ・ 関係機関間の連携強化等
- ④ 社会的養育の充実・強化
  - ・ 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充
  - ・ 特別養子縁組制度等の利用促進
  - ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進
  - ・ 自立に向けた支援の強化

平成31年3月19日関係閣僚会議決定（ポイント）参照

「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が設置されます

2023年4月1日に「こども基本法」が施行されます。また同日、「こどもまんなか社会」の実現に向けて内閣府の外局として「こども家庭庁」が設置されます。



## こども基本法

### 基本理念

全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること

全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること

こどもの療育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保

家庭や子育てに夢をもち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

### 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

### こども政策推進会議

推進会議を設置し、子どもの権利を守る取組の指針となる「こども大綱」の案を作成します。また、子ども施策の重要事項の審議・実施の推進をしたり、関係行政機関相互の調整をしたりします。

【参考】内閣官房 こども家庭庁設立準備室

# こども家庭庁

## こども政策で大切にすること

- こどもや子育てをしている人の視点に立った政策をつくること
- すべてのこどもが心も身体も健康に育ち、幸せになること
- 誰一人取り残さないこと
- 制度や組織、こどもの年齢によって、こどもや家庭への支援がとぎれないようにすること
- 支援が必要なこども・家庭に、確実に支援が届くようにすること
- こどもに関するデータやこどもの意見を集め、政策に生かすこと

【参考】内閣官房 こども家庭庁設立準備室



## 子どもたちの人権を守るための相談事業



法務省  
子どもの人権110番  
0120-007-110  
(全国共通・無料)  
月～金 8:30～17:15

愛媛県教育委員会  
いじめ相談ダイヤル24  
(文部科学省 24時間子供 SOS ダイヤル)  
なやみいおう  
0120-0-78310

この他にも相談  
窓口はたくさん  
あります。ぜひ、  
利用してくださいね。

厚生労働省  
児童相談所虐待対応ダイヤル  
いちはやく  
189  
管轄の児童相談所に転  
送されます。

愛媛県教育委員会  
SNS 相談ほっとえひめ  
県内の全ての中学生・高校生対象  
毎週 火・木 18:30～21:30  
学校で配布されたしおりやチラシか  
ら友達登録してください。



子どもたちの権利を大切にしていける人が  
増えていくことを願っています。

